

入所利用料金表

令和6年8月から
：単位

1、介護保険分の費用(①+②+③合計)

		費 目		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
日 額 ①	基本 単位	施設サービス費 【在宅強化型】	多床室	871	947	1,014	1,072	1,125
			個室	788	863	928	985	1,040
	加算	夜勤職員配置加算		24				
		サービス提供体制強化加算Ⅰ		22				
		その他の加減算		※1				
月 額	加算 ②	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)		40				
		口腔衛生管理加算(Ⅰ)		90				
		その他の月額加算		※2				
	加算 ③	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		介護保険単位数の合計(①+②)×75/1000				

2、その他の利用料

その他の 料金 (月額)	費 目		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
	食費		300	390	650	1,360	1,645
	居住費	多床室	0	430	430	430	437
		個室	550	550	1,370	1,370	1,728
	日用生活費		100				
	その他の利用料		※3				

※1 介護保険分の主な加算

★ 初期加算 30単位/日	* ターミナルケア加算Ⅰ 1900単位/日
★ 短期集中リハビリテーション実施加算 258単位	* ターミナルケア加算Ⅱ 910単位/日
★ 安全対策体制加算 20単位/回(入所日のみ)	* ターミナルケア加算Ⅲ 160単位/日
	* ターミナルケア加算Ⅳ 72単位/日
* 療養食加算 6単位/回	* 入所前後訪問指導加算(Ⅰ) 450単位/回
* 外泊時費用 362単位/日	* 入退所前連携加算(Ⅱ) 400単位/回
* 所定疾患施設療養費(Ⅰ) 239単位/日	* 退所時情報提供加算(Ⅰ) 500単位/回
* 緊急時治療管理 518単位/日	* 退所時情報提供加算(Ⅱ) 250単位/回
* 若年性認知症入所者受入加算 120単位/日	* 退所時栄養情報連携加算 70単位
	* 訪問看護指示加算 300単位

※2 その他の介護保険サービスにかかる加算(月額)

* 経口維持加算(Ⅰ) 400単位/月
* 経口維持加算(Ⅱ) 100単位/月

※3 その他の利用料金

理美容費	2,000 円/回
持込み電化製品電気代	50 円/日(一品目につき)
私物洗濯代	4,180 円/月
他科受診代、インフルエンザ予防接種代、各種証明書	実費
口腔ケア用品、箱ティッシュ、乾電池 等	実費

1ヶ月(30日)あたりの利用料金例(食費・居住費等含む)

単位：円

負担割合	居住区分	負担段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割	4床室 2床室	第1段階	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
		第2段階	57,313	59,764	61,925	63,795	65,505
		第3段階①	65,113	67,564	69,725	71,595	73,305
		第3段階②	86,413	88,864	91,025	92,895	94,605
		上記以外	95,173	97,624	99,785	101,655	103,365
	個室	第1段階	－	－	－	－	－
		第2段階	58,236	60,655	62,751	64,590	66,363
		第3段階①	90,636	93,055	95,151	96,990	98,763
		第3段階②	111,936	114,355	116,451	118,290	120,063
		上記以外	131,226	133,645	135,741	137,580	139,353

単位：円

負担割合	居住区分	負担段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2割	4床・2床室	一定以上 所得者	124,886	129,788	134,110	137,850	141,270
	個室		158,262	163,100	167,292	170,970	174,516

単位：円

負担割合	居住区分	負担段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3割	4床・2床室	一定以上 所得者	154,599	161,952	168,435	174,045	179,175
	個室		185,298	192,555	198,843	204,360	209,679

※ 生活保護受給者の方(第1段階)は、日用生活費×日数+その他の利用料(※2)が一月の料金になります。

介護券に本人支払額が記載されている場合は、料金に加算されます。

※ 被爆者手帳をお持ちの方は、介護保険分の費用負担はありません。

利用者負担の軽減について

1、食費・居住費の減額

以下の3つの条件を満たす方は、利用者負担段階のいずれかに該当し、利用料の軽減が図れます。

非課税要件 ①	本人の収入要件 ②	資産要件 ③	利用者負担段階
本人・配偶者や、 同一世帯全員が 住民税非課税	80万円以下	単身650万円(夫婦1,650万円)	⇒ 第2段階
	80万円超～120万円以下	単身550万円(夫婦1,550万円)	⇒ 第3段階①
	120万円超	単身500万円(夫婦1,500万円)	⇒ 第3段階②

※ 世帯分離している配偶者が住民税課税の場合は、減額の対象とはなりません。

※ 収入とは、公的年金等収入金額(非課税年金を含む)と、その他の合計所得金額の合計額です。

※ 資産には、預貯金その他、株式などの有価証券なども含まれます。

2、高額介護サービス費

1か月の利用者負担が一定の上限額(下表)を超えるときには、申請するとその超えた額が「高額介護(介護予防)サービス費」として、払い戻されます。

※「利用者負担」とは、介護保険サービス費用の負担額をいいます。

※食事代や居住費、日用生活費など介護保険以外のその他の自己負担は除きます。

区分	個人の上限額	世帯の上限額
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	－	140,100円
課税所得380万円(年収約770万円)～ 課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	－	9,300円
市民税 課税世帯の方～課税所得380万円(年収約770万円)未満	－	44,400円
市民税 非課税世帯の方	－	24,600円
公的年金等の収入額とその他の合計所得金額 合計が年間80万円以下の方	15,000円	－
生活保護を受給されている方等	－	15000円